

社会・援護関係主管課長会議資料

— 「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等
に対する弔慰金等の支給に関する法律」 関係 —

目次

- 「最終広報強化期間」における広報の留意事項・・・1頁
- 16年度における審査業務等に係る留意事項・・・4頁

平成16年3月2日

総務省大臣官房管理室弔慰金等支給業務室

「最終広報強化期間」における広報の留意事項

弔慰金等の請求期限が本年3月末となっていることから、最終的な制度の周知と請求漏れによる失権防止を図るため、「弔慰金等支給法最終広報強化期間実施要領」（以下「実施要領」という。）により、1月から3月までの広報強化期間を設定し、国、地方公共団体及び関係団体による全国規模での集中的な広報活動を展開中です。

各都道府県においても、最終広報強化期間中、広報活動にご協力いただいているところですが、請求期限まで、残すところ1か月弱となりましたので、以下の諸事項に十分留意され、積極的な対応をお願いします。

1 ポスターの配布・掲示について

総務省から送付したポスター（7万枚）については、各都道府県・市区町村の庁舎、施設等のほか、多数の住民が利用する場所に積極的に掲示願います。特に、特別永住者や高齢者の目にとまるよう、例えば、外国人登録課、福祉事務所、老人福祉センター、高齢者総合相談センター、在宅介護支援センター等にも積極的に掲示願います。未だ掲示されていない場合は、速やかに対応願います。

2 地方公共団体の行政広報の実施について

各都道府県・市町村においても、地域の実情に応じて、引き続き広報誌、ホームページ等の各種媒体を活用して広報を実施されるよう願います。

3 関係団体への協力依頼について

広報の実施に当たっては、福祉、保健等の各種団体、NPO法人等への協力もいただきますよう願います。

具体的には、これら団体の行事、機関誌、施設等での広報を協力依頼願います。

4 広報内容について

広報に当たっては、請求期限がさし迫っていることから、①請求期限が本年3月末であること、②請求期限経過後においては弔慰金等は支給されないこと等を可能な限り強調されるよう願います。

弔慰金等支給法最終広報強化期間実施要領

平成15年12月4日

総官業第275号別添

- 1 目的 弔慰金等支給法においては、平成16年3月末に、弔慰金等の請求期限を迎えることから、「最終広報強化期間」を設け、全国規模において集中的な広報活動を展開し、弔慰金等の最終的な周知徹底を図る。
- 2 実施時期 平成16年1月から3月までの3ヶ月間とする。
- 3 実施方法
 - (1) 総務省関係
 - ① 最終広報強化期間に係る広報用ポスター等を作成し、各方面に配布する。
 - ② 全国新聞等において広告を掲載する。
 - ③ 特別永住者等に係る関係新聞において広告を掲載する。
 - ④ 総務省広報誌、電光板及び総務省ホームページによる広報を図る。
 - ⑤ 政府広報の実施を依頼し、多様な媒体での広報を図る。
 - ⑥ 広報による相談、問い合わせ等に的確に対応するため、相談体制の確保を図る。
 - ⑦ 関係諸機関等に対し、諸行事等での広報への協力を依頼する。
 - (2) 都道府県関係
 - ① 総務省の作成した最終広報強化期間に係る広報用ポスター等を庁舎、施設、市区町村庁舎等、多数の住民の利用する場所に掲示、配布する。
 - ② 必要に応じ、行政広報誌等、各種行政広報媒体を活用した広報活動を行う。
 - ③ 広報による相談、問い合わせ等に的確に対応するため、相談体制の確保を図る。
 - ④ 必要に応じ、関係団体等に対し、諸行事等での広報への協力を依頼する。
 - ⑤ 管下市区町村における上記①に係るポスターの掲示等、市区町村における広報の徹底を図る。
- 4 主催 総務省及び都道府県

最終広報強化期間における広報活動

「最終広報強化期間」（平成16年1～3月）においては、全国規模で以下の広報活動を展開する。

1 新聞広告（総務省直接実施分）

- (1) 主として特別永住者の多く居住する地域への広報を強化するため、次の各新聞に突出し広告を掲載する。
読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、京都新聞、神戸新聞、中国新聞、西日本新聞
- (2) 請求期間最終月（3月）において、次の各新聞に記事下広告を掲載する。
読売新聞、中日新聞、京都新聞、神戸新聞 中国新聞 西日本新聞

2 政府広報（内閣府広報室に依頼中）

- (1) 新聞広告 全国紙、ブロック紙及び地方紙合計75紙に広告を掲載
- (2) テレビ放送 CS朝日ニュースター 「政策対談 明日への架け橋」のお知らせ
- (3) テレビ放送 日本テレビ31局ネット 「ご存じですか ～生活ミニ情報～」
- (4) ラジオ放送 TBSラジオ9局ネット 「グッドモーニングジャパン」のお知らせ
- (5) 刊行物 ニッポンNOW
- (6) その他 モバイル携帯端末・電光板ニュース

3 関係新聞

次の各新聞に記事下広告を掲載する。
民団新聞、東洋経済日報、統一日報

4 その他

強化期間を通じて、以下の広報を実施する。

- (1) 広報強化期間用ポスターを都道府県、市区町村、関係団体等に配布。(約7万枚)
- (2) リーフレットを都道府県、市区町村、関係団体等に配布。(所要枚数)
- (3) 総務省広報誌に関係情報を掲載。(1.5万部)
- (4) 総務省ホームページにおいて情報提供。
- (5) 広報用ビデオを総務省ホームページを通じて配信。
- (6) 総務省電光板において情報提供。
- (7) 関係団体の機関誌、新聞等に記事掲載を依頼。

16年度における審査業務等に係る留意事項

弔慰金、見舞金及び重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金（以下「弔慰金等」といいます。）の請求期限は、当月31日であり、請求期限経過後の請求については、弔慰金等が支給できません。また、弔慰金等の支払いは予算執行上平成16年度までであり、次年度以降においては支払いをすることはできません。

つきましては、平成16年度における審査業務等に関しては、弔慰金等支給業務の今後のスケジュール（別紙）のとおり計画していますが、特に次の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないようお願いします。

1 請求書の受理報告及び進達について

(1) 市区町村で受理した3月分の請求書件数は、4月5日までに各都道府県が集約し、4月15日までに当室に報告願います。

なお、その際、課内に過去の未処理ケースが存在しないか最終的な点検をお願いします。

また、管下市区町村に対しても、過去3年間の事務処理の過程において未処理となっているケースが存在しないか最終点検の実施を指導願います。

(2) 請求書の進達については、各都道府県において受理した請求書類は、請求年月日等の記載及び市区町村の受理年月日が請求期限内であることを確認のうえ、本年5月31日までに全て完了願います。

なお、本請求事務は年度を超えることになることから、担当者の異動等が原因で請求書が未進達とならないよう十分注意願います。

2 事前相談案件について

事前相談による当室での調査の結果、死亡者等の身分及び公務性が確認されたケースについては、各都道府県においてその他の支給要件を速やかに確認し、請求期限内に請求書類が提出できるよう該当者に請求指導願います。

なお、過去に請求指導を行ったもののうち、その後進展のないものについては、相談者等に対し、再度請求意思の有無を確認し、請求もれが生じないよう配慮願います。

3 請求期限間際の請求について

請求期限が逼迫していて、請求書類を完備できない場合には、例えば請求書のみを提出させ、他の必要書類を別途速やかに整備させる等、請求もれ防止のため応急的な対応をお願いします。

弔慰金等支給業務の今後のスケジュール

日程 事項	平成15年度			平成16年度												
	平成16年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成17年1月	2月	3月	
			(3/31)	(4/5)	(4/15)	(5/31)				(中旬)						(3/31)
広 報	最終広報強化期間															
審 査	過去3年間の未処理 案件についての点検			↓ 請求書受理終了	↓ 市区町村↓都道府県 (件数等報告)	↓ 都道府県↓総務省 (件数等報告) 期日厳守	↓ 請求書全件を総務省へ進達 期日厳守	補正、調査等 の実施		↓ 原審査業務終了	異議申立案件等に係る 重点処理 (補正、調査等の実施)					↓ 弔慰金等支給業務終了
																↓ 事務室閉鎖